より、法第十一条第一項、第十一条の二第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十二条の三第一項及び第二項、第十二条の四第一項並びに第十五条の四第一項から第四項までの規定による請求又は申出を行う場合においては、総務省情報通信技術活用省令第四条第二項ただし書の規定は、適用しない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第一号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定に基づき、戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月二十九日

総務大臣　武田　良太
法務大臣　上川　陽子

戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令

戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令（昭和六十年法務省・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（情報通信技術活用法の適用） **第十一条**　［略］ ［2　略］ 3　前項の規定により請求等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名を行い、当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する次に掲げる電子証明書（市町村長が第一項に規定する当該市町村長の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）のいずれかと併せてこれを送信しなければならない。	（情報通信技術活用法の適用） **第十一条**　［同上］ ［2　同上］ 3　前項の規定により請求等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名を行い、当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する次に掲げる電子証明書（市町村長が第一項に規定する当該市町村長の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）のいずれかと併せてこれを送信しなければならない。ただし、市町村長の指定する方法により当該請求等を行つた者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。 ［一～三　同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。